

一般社団法人事故車損害調査協会会則

第1章 総則

第1条(目的)

一般社団法人事故車損害調査協会(以下、「当法人」と記載する。)は、当法人が運営する会員制度(以下、「本会」と記載する。)について、第2条以下に定める各種会員(以下、「会員」と記載する。)と本会との権利義務関係を定める。

第2条(本会の活動目的)

本会は、当法人による本会の運営を通じて、会員の地位の向上及び発展を確保するとともに、事故車修理業及び損害保険業の健全な発展及び信頼性の向上を図り、安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的とする。

第2章 会員

第3条(種類)

本会の会員の種類は、次の各号の定める通りとする。

- ①特別会員 本会の目的に賛同し、本会の運営等に資するために入会する個人、又は団体であって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第27条に規定する社員。
- ②一般会員 本会の目的に賛同し、入会する個人、又は団体。

第4条(特別会員の入会)

1. 当別会員として本会に入会しようとする者は、当法人の定めるところにより入会の申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。
2. 入会の承認を受けた者に対しては、当法人から本人に通知する。
3. 特別会員の会員資格は、会員が期間満了の2ヶ月前までに第19条に規定する退会通知を行わない場合、自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第5条(一般会員の入会)

4. 一般会員として本会に入会しようとする者は、当法人の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。
5. 入会の承認を受けた者に対しては、当法人から本人に通知する。

6. 一般会員の会員資格は、会員が期間満了の2ヶ月前までに第19条に規定する退会通知を行わない場合、自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第6条(会員の入会金)

1. 一般会員となろうとする者は、入会に先立って以下の入会金を支払わなければならない。
一般会員 10,000円(税別)
特別会員 100,000円(税別)
2. 支払済みの入会金については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第7条(会費)

1. 一般会員及び準会員は、次の各号に定める区分に応じて会費を前払いで支払わなければならない。

2020年4月30日以前に入会

- ①ライト 無料
- ②スタンダード 月額10,000円(税別)
- ③プレミアム 月額30,000円(税別)

2020年5月1日から2020年10月31日に入会

- ①ライト 年額3,000円(税別)
- ②スタンダード 月額10,000円(税別)
- ③プレミアム 月額30,000円(税別)

2020年11月1日以降に入会

- ①ライト 月額1,000円(税別)
- ②スタンダード 月額10,000円(税別)
- ③プレミアム 月額30,000円(税別)

2023年2月1日以降に入会

- ①ライト 月額3,000円(税別)

②スタンダード 月額12,000円(税別)

③プレミアム 月額30,000円(税別)

2. 特別会員の会費については、年額600,000円(税別)とする。
3. 会費の支払い方法については、口座振替もしくはカード決済とする。
4. 支払済みの会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第8条(会員種別の変更)

1. 特別会員は、一般会員への会員種別の変更を申し出ることができる。
2. 一般会員は、当法人代表理事の承認を得て、特別会員への会員種別の変更を申し出ることができる。
3. 前項の申し出に必要な手数料は70,000円(税別)とし、前項の申し出をした者は申出時に支払わなければならない。この場合について、第6条第1項は適用しない。

第9条(反社会的勢力等の排除)

1. 会員は、自己が現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」と記載する。)のいずれでもなく、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
2. 会員は、ネットワークビジネス(連鎖販売取引)に関わっていないこと及び将来にわたって関わらないことを表明し、保証する。

第10条(各事業への参加)

1. 会員は、当法人が主催する各種事業に参加することができる。
2. 前項の会員が法人である場合には、本会の主催する各種事業に参加できるのは、当該法人の取締役、理事、その他これらと同等の地位を有する者とする。
3. 第1項の事業に参加できる会員の上限は、ライト会員・スタンダード会員が1事業あたり1名、プレミアム会員が1事業あたり3名を上限とする。
4. 会員は、第1項の事業に参加した場合には、当法人による写真又は動画の撮影及び公開を許諾し、当該写真又は動画における自己の権利を主張せず、また参加者に権利を主張させないものとする。

第11条（会員の権利）

会員は、当法人が主催又は共催するセミナー、イベントならびに各種講義及び講演を優先的に受けることができるものとする。ただし、当法人は、セミナー等について予定した出席者数を超えた場合は、抽選等により参加者を決定することができる。

第12条（会員の義務）

1. 会員は、本会則、当法人の定款、その他当法人が定める規約及び当法人との間で合意をした約定を遵守する。
2. 会員は、当法人からのアンケート及びイベント告知等の依頼事項について、積極的に対応するように努める。

第13条（禁止事項）

会員は、本会における活動にあたって、次の各号にあたる行為をしてはならない。

1. 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
2. 公序良俗に反する行為
3. 本法人の知的財産権、肖像権、プライバシー権、名誉権、その他の権利又は利益を侵害する行為
4. 本会のネットワーク又はシステムに過度な負荷をかける行為
5. 本会の運営を妨害するおそれのある行為
6. 当法人及び他の会員に不利益、損害及び不快感を与える行為
7. 本会における活動を通じて知り得た情報を会員以外の第三者に開示又は漏えいする行為
8. その他当法人が不適切と判断する行為

第14条（地位の譲渡等）

1. 会員は、当法人の書面による事前の承諾なく、会員たる地位又は本会則に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることができない。
2. 当法人は、本会にかかる事業を第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本会則上の地位、本会則に基づく権利及び義務並びに会員の個人情報その他の情報を当該事情譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、当該譲渡につきあらかじめ同意したものとする。

第15条（本会の内容の変更、終了）

1. 当法人は、事前に会員に通知することによって、当法人の都合により、本会の内容を変更し、又は本会の運営を終了することができる。
2. 当法人は、前項に基づき当法人がおこなった措置により会員に生じた損害について責任を負わない。

第16条（会員情報の取り扱い）

会員は、当法人が提供を受けた会員の個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意する。

1. 会員が提供する各種サービスや本会の活動を会員に知らせるため。
2. 会員情報を本会のウェブサイトや販促物等に掲載するため。
3. 本会の運営上必要な場合、他の会員に知らせるため。
4. 当法人が本会に関わる業務その他を第三者に委託するときに会員情報を取り扱わせるため。

第17条（規約の追加・変更）

1. 当法人は、当法人が円滑な運営のために必要と認める場合には、会員に通知することにより、本会則を変更することができるものとする。変更後の規約は附則記載日から有効とする。
2. 前項の通知は、当法人のホームページ(<http://www.songaichosa.com/>)等への掲載をもって行う。

第18条（会員の資格喪失）

一般会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 除名されたとき。
3. 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は一般会員である団体が解散又は消滅したとき。

第19条（退会）

1. 会員は、当法人に対して書面による退会の通知を行うことにより本会を退会することができる。この場合、既に支払われた入会金及び会費はその理由の如何を問わず一切返還しない。
2. 前項の規定にかかわらず、会員は、2か月前に退会の予告をするものとする。

第20条（資格の停止及び除名）

当法人は、一般会員が以下の各号の一に該当する場合には、当該会員の資格を停止し又は除名することができる。この場合において、当法人は、当該一般会員に対し、除名の1週間前までにその旨を通知する。

1. 本会則第13条に掲げる各種規定に違反するとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. 正当な理由なく会費を滞納し、督促を受けてもその支払をしないとき。
4. 届出事項に虚偽の事実があることが判明したとき。
5. その他除名すべき正当な事由があるとき。

第21条(期限の利益の喪失)

前条の規定により除名となった会員は、当法人に対して負担している一切の債務について、当然に期限の利益を失う。

第22条(変更の届出)

1. 会員は、氏名、住所、又は連絡先等の届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行わなければならない。
2. 会員が前項の通知を怠った場合において、当法人は、会員が前項の通知を行わなかったことにより生じた不利益について責任を負わないものとする。

第3章 運営

第23条(運営)

1. 本会の運営は、当法人の代表理事及び理事が行う。
2. 代表理事及び理事は、会員の入会、各種事業の開催などの重要事項について審議する。

第4章 その他

第24条(権利帰属)

会員は、本会活動を通じて投稿その他送信するコンテンツ(文章、画像、動画その他のデータを含む。)について、当法人に対し、世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な使用、複製、配布、派生著作物の作成、表示及び実行に関するライセンスを付与する。会員は、当法人及び当法人から権利を承継し又は許諾された者に対して著作権人格権を行使しないことに同意する。

第25条(免責および損害賠償)

1. 当法人は、会員が本会則に違反し、又は不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合には、当該会員に対して金1,000,000円の損害賠償の請求ができるものとする。
2. 本会は他の会員や当法人顧問との情報交換、相互交流、事業活動全般の援助を行うのみであり、経済的利益を保障するものではない。

3. 会員は、本会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の有無・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が被害を被った場合であっても、当法人は一切の責任を負わないものとする。
4. 他の会員や当法人顧問との間の紛争に関して、当法人は一切の責任を負わないものとする。
5. 当法人は地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力、本会の活動にかかるコンピューター、通信回線、サーバー等の事故、コンピューターシステムの保守作業に伴う会員サービスの一時停止について、一切の責任を負わないものとする。

第26条（分離可能性）

本会則のいずれかの条項又はその一部が消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能であると判断された場合であっても、本会則の残りの会則及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

第27条（準拠法）

本会則及び本会の準拠法は日本法とする。

第28条（合意管轄）

本会則及び本会の活動に起因し、又は関連する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第29条（協議事項）

本規約の内容について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上、本会の総ての会員に本会則を適用するものとし、総ての会員は本会則に同意し、遵守するものとする。

付則

1. 本会則は2018年7月2日より施行する。